

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 横浜市鶴見福祉保健センター長

審 査 請 求 鶴サ第5392号生活保護却下決定処
にかかると 分 (住宅扶助の敷金等支給)

生活保護法による上記処分に対し、平成20年3月25日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る横浜市鶴見福祉保健センター長が行った保護却下決定処分については、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。) が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに横浜市鶴見福祉保健センター長 (以下「処分庁」という。) から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 請求人は平成19年12月からネットカフェに寝泊まりしていたが、就労先が年末年始の休みに入ることから生活に困り、反貧困助け合いネットワーク主催の電話相談をしたこと。
- (2) 平成19年12月28日、請求人は不動産仲介業者である株式会社 [redacted] (以下「不動産仲介業者」という。) へ行き、請求人が本件処分にかかるアパート ([redacted] 以下「アパート」という。) の紹介を受け、見積書を受領したこと。
- (3) 同日、不動産仲介業者へ行った後、請求人は請求人の代理人 [redacted] (以下「請求人代理人」という。) 及びNPO法人職員と共に、処分庁へ行き、処分

庁に生活保護の開始及びアパートに係る敷金等の支給の申請を行ったこと。

- (4) 処分庁は、請求人に対し、「働きによる収入の減少・喪失により最低限度の生活維持困難なため」との理由により生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）による保護申請日からの保護の開始決定を行い、平成20年1月17日付けで、通知書を送付したこと。
- (5) 処分庁は、請求人に対し、敷金等の支給申請について、平成20年1月24日付けで、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第6最低生活費の認定—4住宅扶助—（1）家賃、間代、地代等のカおよびキに該当しないことを理由として、保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。

2 請求人の主張

決定理由の付記は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保し、その恣意を抑制しつつ、処分の相手方の反論や弁明の機会を実質的に担保するために必要とされているものであるが、本件処分の通知に付記されている内容からは本件の事実関係にあてはめて、具体的にどの点が当該通知に該当しないかを明らかにしていないため、理由付記を効力要件とする判例通説の立場からも、取消を免れない。

また、本件処分には事実誤認がある。第1に、処分庁が引用する局長通知カは「被保護者が転居に際し、必要とする場合」に関する通知である。請求人は、平成19年12月28日の生活保護の申請時、現に保護を受けていた「被保護者」ではなく、また、そもそも住居がなかったのであり「転居」しようとしていたものでもないから、通知カは本件と無関係である。

第2に、局長通知キに該当しないとする処分庁の理由は以下により明らかに誤りである。請求人は平成19年11月末日に、家賃滞納によりアパートの退去せざるをえなくなり、同年12月1日以降、神奈川県川崎市内や横浜市内のネットカフェにおいて寝泊りをする生活を継続していた。請求人は日雇い派遣の形態により就労していたが、同年12月下旬に至り所持金がわずかとなり、また年末年始の稼働先の工場が休みに入ることから不安が高まり、貧困助け合いネットワーク主催の電話相談をするに至った。同年12月28日に、不動産仲介業者に生活保護を申請する予定を伝え、アパートの紹介及び見積書を受けた後、処分庁において生活保護の申請をしたものであり、安定した住居がなく、住宅の確保に際し、敷金等を必要としていたのであるから、局長通知に該当しないとする処分庁の理由は明らかに誤りで

1
ある。

よって、本件処分の取り消しを求める。

3 処分庁の主張

請求人は、却下の理由を明らかにしていないに等しいから取消しを免れないと主張しているが、平成20年1月30日、処分庁は、請求人に対し局長通知第6-4-1(1)カについては被保護者のための取扱いであること、またキについて、請求人は来庁した時点では、既に処分庁の管内にアパートを確保してあるため、保護開始時に住居のない要保護者にも該当しない旨説明し、請求人も説明の内容を理解し、「今後のことは請求人代理人に相談していく」との回答を得ているため、手続き上の瑕疵はない。

生活保護で敷金が認定できるのは、局長通知で示されている「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し（以下略）」必要な額を認めて差し支えないこととなっているものであるが、請求人は、保護申請時、「アパートを確保している」との申し出及び生活保護申請書にアパートの住所が記載されていることから住居が確保されていたことは明白であるため、局長通知に該当しないとして住宅扶助の敷金等の申請を却下したものであり、本件処分は違法なものではない。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする。」定めている。

これは、保護の基準は、合理的な基礎資料によって算定された、より客観的な基準を目指しているものである。この基準の種類には一般基準と特別基準があり、特別基準は一般基準で測定したのではどうしても必要な最低限度の需要が満たされないという場合に対し特別基準の設定をすることとなっている。これは、特定の被保護者に対して実質的に他の被保護者よりも高い生活水準を保障しようとするものではなく、一般基準によって実現されることが期待される最低生活の内容と同水準の生活内容を実現するために、特殊な費用を必要とする特別な場合に設定されるものである。

上記法条に基づき、局長通知第6-4-(1) (平成20年3月31日社援発第0331027号による改正により第7-4-(1))に示されている最低生活費の認定のうち、住宅費の敷金等については、「カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額(中略)以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額(中略)に3を乗じて得た額の範囲内において特別な基準の設定があったものとして必要な額を認定して差つかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りではない」とし、また、「キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額(中略)以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額(中略)に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えない」とされている。

これを本件処分についてみると、局長通知第6-4-(1)カは「被保護者が転居の際し、敷金等を必要とする場合」であり、本件処分にかかる時点において、請求人は現に保護を受けている被保護者ではなく、また転居する場合にも該当しないことから、本件処分にかかる理由としては関係ないことが認められる。

次に、局長通知第6-4-(1)キは、請求人が、「保護の実施機関において居住生活ができると認められる者である」とともに、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」に該当するかどうかにかかるものである。

請求人は、平成19年11月末日に、家賃滞納により東京都のアパートを退去してから、同年12月1日以降、ネットカフェを拠点に生活を継続していたと推認され、平成19年12月下旬に所持金がわずかになり、就労先が年末年始の休みに入り収入が途絶えることから、同年12月28日に処分庁に生活保護の申請を行ったことが認められる。当該申請に対しては、平成20年1月17日、処分庁は、申請日からの保護開始決定を行い、その生活扶助の程度は居宅基準により認定しており、このことから、処分庁は保護開始時から請求人は居宅生活ができると認め決定したものである。

次に、請求人が保護開始時において安定した住居のない要保護者であり住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合に該当するかについては、処分庁は、請求人が保護開始時に住宅が確保されていたかについて、不動産仲介業者との約束の状況、契約締結の状況など、具体的かつ客観的な資料等による検証に基づかないで、本件処分の判

断を行ったと認められる。つまり、法にいう、「その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえない」基準のうち、特別基準として設定されるべき需要の有無の判断について、処分庁は、客観的資料等のないまま、処分庁が主張する理由のみをもって本件処分に係る判断をしたことに瑕疵があると認められるため、本件処分は不当である。

なお、法では第24条第2項に、「決定の理由を附されなければならない」との規定があるが、記載の程度に関する規定はないことから、理由付記がその目的を果たせる程度であるかどうかという判断が必要である。

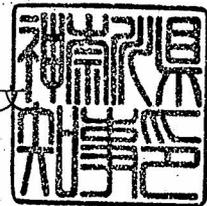
本件処分の通知書には「平成19年12月28日に申請のありました生活保護法に基づく住宅扶助のうち敷金等の認定については、次の理由により却下します。」とし、却下の理由として「生活保護法による保護の実施要領について（中略）第6最低生活費の認定—4住宅費—（1）家賃、間代、地代等のカおよびキに該当しないため」と記載されており局長通知に該当しないことのみであり、該当事項について示していないことから具体性に欠けており理由を付記する目的について十分であると言ひ難い。

以上、本件処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があることから、行政不服審査法第40条第3項により主文のとおり裁決する。

平成20年5月14日

神奈川県知事

松沢成文



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした横浜市を被告として決定の取消しの

訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

厚生労働省所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号